

「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し」の概要

事業計画について(P1:中間見直しの該当ページ。以下同じ。)

- ・第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)…子ども・子育て支援法第61条に基づく行政計画で、令和2年度～令和6年度の5年間を1期としている。
- ・計画策定時に市内の子育て世帯(0～10歳の子どもがいる8千世帯)にニーズ調査を実施した。
- ・ニーズ調査の結果と本市の現状(平成30年度実績等)を踏まえて、幼児期の教育及び乳幼児期の保育(教育・保育施設の定員)と地域子ども・子育て支援事業(法定の13事業※)について、「量の見込み」(ニーズ量)を定め、「量の見込み」に応じた「確保の内容」(教育・保育施設等の定員)を5年間で段階的に設定していた。

【事業計画の全体イメージ】

30・31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
・ニーズ調査を実施 ・計画策定	・当初設定した「量の見込み」と「確保の内容」に基づき事業実施	・中間年度で見直し		・見直し後に設定した「量の見込み」と「確保の内容」に基づき事業実施	

※法定13事業: ①利用者支援事業、②延長保育事業、③児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)、④子育て短期支援事業、⑤乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問)、⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、⑦地域子育て支援拠点事業、⑧一時預かり事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩ファミリー・サポート・センター事業、⑪妊婦一般健康診査事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

中間見直しについて(P1)

- ・「松山市子ども・子育て会議」で、毎年度計画の点検・評価を実施するほか、計画と実績にかい離がある場合、計画の中間年度(令和4年度)に見直すこととしている。
- ・内閣府事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(以下「作業の手引き」という。)」に沿って、「量の見込み」の見直しを検討した。

量の見込みの見直し方針(P1)

令和3年4月1日を基準とした実績値と計画で設定した「量の見込み」の数値を比較して…

	教育・保育(幼稚園・保育所等)	地域子ども・子育て支援事業(13事業)
10%以上のかい離	原則として見直し	原則として見直し
10%未満のかい離	見直しの対象としない	見直しの対象としない

- ・「第4章 施策の展開」にある約200の事業(目標値等無し)は今回の見直しの対象とはせずに、毎年度の点検・評価の際に直近の事業内容等を確認した。
- ・「松山市子ども・子育て会議」での審議を経て、中間見直しを取りまとめた。

中間見直しの内容(P2~19)

○幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実(P2~17)

「量の見込み」

- ・「作業の手引き」の内容を基本としつつ、松山市の実情とも照らし合わせて見直した。
- ・令和3年4月1日時点の実績値と計画の「量の見込み」とのかい離にかかわらず、全体の整合性を保つため、全ての提供区域・支給認定区分を見直しの対象とした。
- ・新たに推計した令和5・6年度の推計児童人口に、最近の教育・保育の利用状況を反映させることで、「量の見込み」を算出することにした。

提供区域

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ①中心部:番町、八坂、東雲、素鷺、雄郡、新玉、味酒、清水 | ⑥北西部:宮前、三津浜、高浜、由良、泊 |
| ②北東部:湯山、日浦、五明、伊台、道後 | ⑦北部:和気、潮見、堀江、久枝 |
| ③東部:久米、小野、桑原 | ⑧北条:浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、栗井 |
| ④南部:石井、浮穴、荏原、坂本 | ⑨中島:睦野、東中島、西中島、神和 |
| ⑤西部:余土、垣生、生石、味生 | |

支給認定区分	備考
1号認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

「確保の内容」

- ・各施設の意向調査結果を踏まえながら、待機児童ゼロの継続を目指して段階的に利用定員を確保することにした。
- ・これまでどおり、企業主導型保育事業で、従業員以外の地域の子どもを受け入れる場合は地域枠を設定できるため、地域枠の利用定員を「確保の内容」に加えている。

○地域子ども・子育て支援事業の充実(P18・19)

「量の見込み」

- ・令和2・3年度事業計画の実施状況の点検・評価を踏まえ、「作業の手引き」にある「教育・保育の量の見込みの見直しの考え方」に準じ、各事業の実績値と「量の見込み」に10%以上のかい離があった場合には、原則として見直しの対象としながら、利用の増減状況等も加味することにした。
- ・「量の見込み」を設定している11事業の実施状況を点検・評価したところ、実績値と10%以上のかい離がある事業や現在の利用状況と今後の増減見込み等により、「量の見込み」を見直す必要がある事業は次のとおり。

◇見直しの対象

養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

「確保の内容」

- ・上記事業について、見直した「量の見込み」に合わせて「確保の内容」を設定した。